



2019 年度活動支援金申請ガイド

1. 趣旨

ウェスレー財団の設立目的である「キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与する」ため、支援金事業を行います。

2. 支援対象

下記のいずれかの目的に該当し、日本国内で実施、または、活動の成果を日本国内に還元できる活動とします。ただし、特定の宗教や教派の布教活動や特定の政治団体の理念に立脚した活動、および営利を目的とする、またはその結果が直接営利に結びつく活動は対象としません。

- ① 児童または青少年の健全な育成
- ② 社会福祉を増進する活動
- ③ 国際相互理解の促進
- ④ 社会的弱者に対する活動
- ⑤ 女性のエンパワーメントに対する活動
- ⑥ 地域コミュニティの活性化

3. 申請資格

日本国内で活動する団体（学校を含みます。法人格の有無は問いませんが、すでに支援金申請分野において1年以上の活動実績がある団体）

4. 支援金額

2019 年度活動支援金申請対象事業は、総額 800 万円。1 件 100 万円を上限とし、事業全体にかかる経費の 80%までとします。

5. 支援対象期間

2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日に実施される事業。

6. 支援対象経費

下記の支援費目に当てはまる経費のみ、支援の対象となります。

支援費目	内 容
諸謝金	講師や通訳などの外部専門家（協力者）への謝金
旅費交通費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費 ただし、海外から日本へ個人や団体を招聘する場合、現地から日本までの往復交通費（飛行機代等）は対象外
消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター、パンフレット、プログラム、資料などのコピー費や印刷費
通信運搬費	郵送料、宅配便など
会議費	会場借用料、会場設営費、委員会や会議での茶菓代等（飲食が目的の会議、集会などは不可）
雑費	少額で上記経費項目に含めることができない諸経費

* 申請団体と雇用関係にある人の人件費や通勤費等は申請できません。

* 報告時に支出の内容を確認するため、支援金を含めた事業全体の経費について領収書の写し等、証憑書類の添付が必要となります。

7. 申請手続き

- ① ウェスレー財団 HP より申請書類をダウンロード、固有名詞など必要なところ以外は日本語で作成してください。
- ② 申請書類と必要書類を合わせて当財団に郵送してください。メールや持参など、郵送以外での申請は受け付けません。
- ③ 申請書類は返却しません。

8. 申請受付期間

2018年11月1日~12月15日（消印有効）

9. 選考と結果の通知

選考は、当財団の活動支援金選考委員会にて行います。選考結果は、申請者にメールで個別に連絡します。採否の理由については一切答えられません。

10. 支援金の交付・取消し・減額

- ① 支援額は、選考時に申請に基づき査定し暫定的に決定します。そのため申請金額と同額にならない場合があります。支援金は、原則として事業完了後に報告書に基づき交付し

ます。ただし、特別な事情がある場合には、相談の上交付時期を決定します。

②支援を決定した事業でも、下記の場合には決定を取消します。

- ・当財団の承認を得ない事業の変更および中止
- ・申請の内容に虚偽が認められる場合
- ・支援金を目的以外に使用したことが認められる場合
- ・その他、当財団が不相当と認めたとき

③最終的な支援金額は、事業完了後に提出される収支報告書に基づき決定します。不相当と認められる支出に関しては、暫定的な支援決定額から減額することがあります。

1 1. 事業内容の変更

事業の内容、および予算（費目の追加・変更等）を変更しようとするときには、あらかじめ当財団の承認を受ける必要があります。事業の目的、予算の総額など申請の主旨に関わる変更は認められません。

1 2. 事業実施後の報告

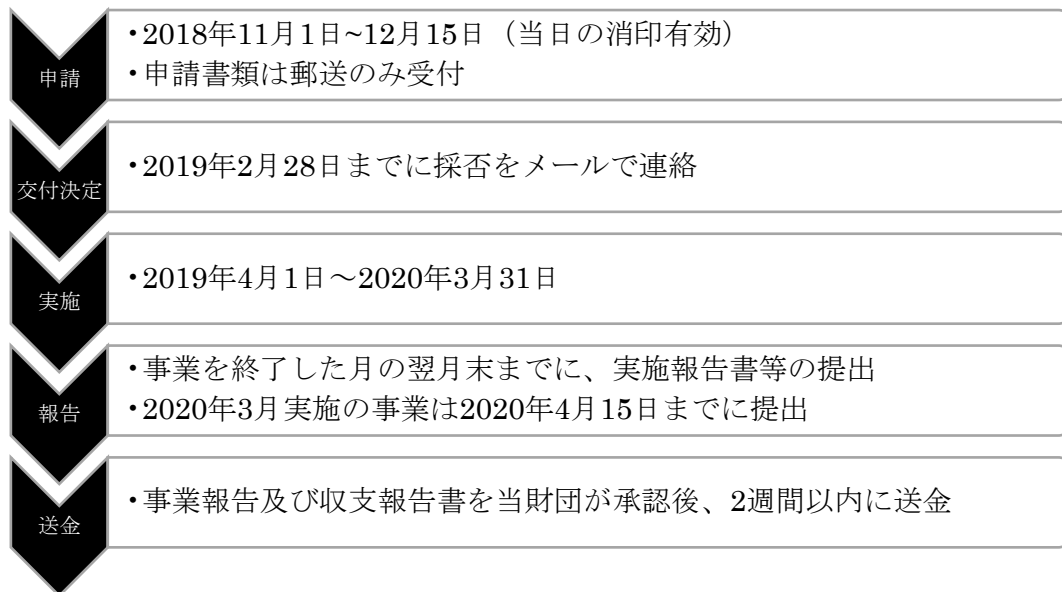
支援金を受けた事業は、事業を終了した月の翌月末まで（3月実施の事業は4月19日まで）に、所定の用紙で下記を提出してください。

- ①活動支援金事業実施報告書（所定の用紙をHPよりダウンロード、固有名詞など必要などところ以外は日本語で作成する）
- ②事業全体の支出に関する証憑書類（コピー可）
- ③成果物および開催要項、記録写真、案内チラシ、プログラムなどの参考資料

1 3. その他注意事項

- ①事業を実施する際は、広報宣伝物（チラシやポスター、ウェブサイトなど）、配布物（プログラム、資料、後日作成の報告書など）などにウェスレー財団の名称及びロゴマークとともに、当財団の支援事業であることを明記してください。また、報告書に各1部を添付してください。
- ②支援を決定した事業は、当財団HPにて公表します。
- ③支援金の交付は、1年度につき1回限りとします。
- ④同一団体の同一プログラムを複数年にわたり申請することは可能ですが、受益者の固定化を出来るだけ防ぎ、より多くの団体に支援の機会を提供するため、審査において優先度が低くなる場合があることをあらかじめご了承ください。

14. 申請・選考・事業実施・報告スケジュール



問合せ先

メールのみで受けつけます。お電話でのお問合せはご遠慮ください。

m.kanazawa@wesley.or.jp

申請書郵送先

〒107-0062 東京都港区南青山 6-10-11 ウェスレーセンター301 電話 03-6427-4696

ウェスレー財団 支援金事業係

以上